新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応について（3-4）

貸与奨学金期日前交付について

（既に奨学生に採用されている方対象）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、早期にまとまったお金が必要となった学生への支援です。奨学生からの願出により、12 月の貸与奨学金振込日（令和４年 12 月９日）に、12、1、２月分の奨学金をまとめて振り込みます。希望者は、下記の対象要件を確認し、指定された期日までに「期日交付前申請書」を提出すること。

【対象要件】

既に第一種・二種貸与奨学生に採用されている学生

※ 12 月に 12～1 月分を振り込むため、次の奨学金振込は令和５年３月です

※ 令和５年３月に満期を迎える方については、令和５年２月に３月分のみ振り込まれます

※ 利用している奨学金の状態（以下を参照）によっては申込できない場合があります

- 令和４年 12 月の奨学金の振込状態が「休・停止中」、「保留中」となっている
- 給付奨学金を併せて受給していることにより、貸与月額が０円となっている第一種奨学金
- 第一種奨学金の期日前交付を希望するが、併給している給付奨学金の支援区分が令和５年２月分まで未確定
- 人的保証から機関保証への変更手続き中（予定を含む）

【提出書類】

次ページの「期日前交付申請書」を奨学金窓口へ郵送にて提出

【提出方法】

郵送のみ

郵送方法：レターパック（ライト・プラスどちらでも可）を使用すること

※「ご依頼主様保管用シール」を剥がし、各自で保管すること（追跡のため）

郵送宛名：〒890-0065

鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-30

鹿児島大学 学生部 学生生活課 経済支援係（099-285-3146）

品　　名：「期日前交付申請書（日本学生支援機構奨学金）」

【受付期間】

令和４年 10 月 13 日（木）～令和４年 10 月 21 日（金）必着

■問い合わせ先

奨学金窓口（学生生活課経済支援係）　syogaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp

期 日 前 交 付 申 請 書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長　殿

新型コロナウイルス感染症の影響等特別な事情が発生したため，下記のとおり，貸与奨学金の期日前交付をお願いします。
なお，奨学金の期日前交付を受けた際には，翌月及び翌々月は奨学金の振込が止まることについて同意します。

奨　学　生　番　号	学籍番号		提出日	西暦　　年　　月　　日
0			生年月日	西暦　　年　　月　　日
大学（院） 短期大学 学校	学部 課程	学科（科） 研究科	年次	フリガナ 氏 名 （自署）

※太枠線内及び必要事項は正確に，もれなく記入し，学校に提出すること。

◎期日前交付内容	2022年12月振込み時に３か月分（12月分～２月分まで）を一括振込み

※期日前交付を受けた期間（2023年１～２月）の振込みはありません。
※給付奨学金を併せて受給していることにより，貸与月額が0円となっている第一種奨学金にて申請された場合は利用できません。
※「奨学金貸与月額変更願（届）」を同時に提出する場合は，本紙にホチキス止めして提出してください。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が，現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	〒 住　所 （親権者・未成年後見人） 氏　名 （自署）	電話番号
	〒 住　所 （親権者） 氏　名 （自署）	電話番号

本人が未成年者の場合には，親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者とは，民法に定める親権者のことで，通常は両親です。**両親がいる場合は，必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し，余白に一人の旨を記入してください。**
未成年後見人がいる場合は，未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は，余白にその旨を記入してください。

●学校記入欄(必須)

返還誓約書 機構提出（ ☑ を記入）	□提出済	□提出予定

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

（学校の証明）　2022　年　　月　　日

学　校　名

関係課長（※）

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号（担当者名）
―　　― （　　）

学 校 番 号	区分

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は，機構の奨学金支給業務，奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が，学校，金融機関，文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(22.8)

異動・補導係	郵送必要	入力不可